

平成 29 年度・第 6 回臨時理事会議事録

1. 招集年月日 平成 29 年 10 月 13 日（金）
2. 開催日時 平成 29 年 10 月 25 日（水）午後 2 時 00 分
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
理事の数 12 名 内出席理事 11 名（議場に出席）
監事の数 2 名 内出席監事 1 名（議場に出席）
5. 出席理事の氏名
高橋一則 永山恵治 堀内幸男 山内清司 伊藤樹里 佐藤裕史
林 義信 田中秀夫 杉本信夫 柳 漢成 木幡士朗
6. 出席監事の氏名
門田祐也
7. 議長の氏名
理事長 高橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 組合員（法人）の代表者変更等に関する件

事務局より、組合員 A 社長から、会社名変更、代表者変更、住所変更等の相談が組合に寄せられていることが報告され、今後、本人から詳しい内容を伺いながら対応することとされた。

第 2 号議案 優良ホール（特例営業者の営業所）の中古流通参入に関する件

組合員 B 社長より、同氏に対しホール経営者から、認定業務を自社（特例営業者の営業所の取扱管理者）で行いたいとの相談が持ちかけられ、具体的方法等について組合に問題提起があったものであるが、事務局より、優良ホール（特例営業者の営業所の取扱管理者）の出来る業務とその根拠、取扱管理者に対する講習受講義務、講習受講までの流れ、地区遊商組合員を仲介しての打刻書類の発給手続き義務、その際の仲介手数料等の説明がなされた。

現時点では、当該ホール経営者からのその後の動きはないが、要請があった場合は、中古機流通協議会で定められた決まりに沿って進めていくものとした。

第 3 号議案 認定申請に係る発出文書に関する件

高橋理事長より、認定申請に係るこれまで組合から発出した下記文書について

て説明がなされ、相互に再確認を行なった。

- (1) 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が30%を超える営業所に対する措置について
- (2) 営業所から提出される「誓約書」及び「確認書」について
- (3) 検定機認定申請に係る各県遊協の対応状況について
- (4) 遊技機の認定申請に係る点検確認料の一部改正について
- (5) 遊技機の認定申請に係る点検確認料の取扱いについて
- (6) 各県遊協（連合会に）に対する「認定申請に関するお願いについて」の文書発出について
- (7) ぱちんこ遊技機の認定申請に関するお願いの文書について
- (8) 認定機の枠の取り扱いについて

第4号議案 各種会議開催結果に関する件

- (1) 9月26日開催・東北遊商第5回機械流通委員会結果について
永山機械流通委員長より、内容が説明され、了承された。
(内容は、組合ホームページ掲載につき省略)

- (2) 10月4日開催・全商協第5回機械流通委員会結果について
山内機械流通副委員長より、次のとおり説明がなされ、了承された。
① 営業所から提出される「誓約書」及び「確認書」の取扱い運用について
全商協・回胴遊商の連名で、全日遊連へ対して、
「誓約書」：新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率に関する誓約書(認定申請用)
「確認書」：新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書(中古移動用)
以上の取扱い運用(案)を提出している。

今件について、本日10月4日に全日遊連理事会においてが討議される。

委員長より、提出した認定申請用「誓約書」(案)及び中古移動用「確認書」(案)の内容報告がされ、各項目を討議し了承された。ところが、委員会終了前に全日遊連より、取扱い運用(案)が全て承諾する連絡が入った。(承諾された内容は、東北遊商発第74号にて発出済み。)

次に、同取扱い運用に付随する点について討議され、下記のとおり了承された。

Q1：ぱちんこ専門店からの提出について

A1：はちんこ専門店と記された誓約書を提出していただき、2回目以降は初めに提出した誓約書のコピーを使いまわしし利用する。

Q2：誓約書の記入日が認定申請遊技機点検確認依頼書の依頼日より古い場合

A3：組合は受付けるが、仲介販社より催促していただく。

なお、取扱い運用については、抜かりなく運用することになった。

- ② 規則改正に伴う遊技機の取扱い(事前認定申請)に関することについて
草加副会長が、10月5日に大阪府警に呼ばれており、後日、内容を報告する。

次に、中国地区の島根及び山口両県の県遊協と県警察の協議結果の報告がされた。各地区(各県)において決定事項が異なると推測できるので、各単組で決定事項が分かりしだいを全商協へ報告をおこない情報を共有し、まとまった情報の、フィードバックのタイミングは役員に任せることとなった。

- ③ 夜間(深夜)の点検確認作業に関する実態調査について

急遽であるが、夜間(深夜)点検確認作業に関する実態調査をおこなっている。

これは、警察庁に向けて、中古機流通協議会6団体(全日遊連・日遊協・日工組・日電協・全商協・回胴遊商)にて、「日中の点検確認作業」に関する申し入れを行わせていただくためである。

なお今件は、先般開催された中古流通協議会において、日中に点検確認作業を行うことは「合意」の事項である。

- ④ QRシステムPT会議の進捗状況報告について

担当役員より、関西遊商の提案した機器(デンソー社)が、位置情報を地下では取得できないことが判明し検証不足であったとお詫びがあった。

なお、同社の後継機種が2018年4月に発売予定で、その機種は地下でも位置情報を取得できるよう仕様変更されている。

次に、東遊商において提案する機器についての報告があった。

東遊商では、一体型のスマートフォンでの開発を進めており、10月頃に完成予定と見込んでいたが、不測の事態が生じ開発が遅れているが、現在性能を試している状況である。

QRシステムPT会議開催時期は、東遊商の提案を待っている状況であるので、着実に進めるよう命ぜられた。

次に、QRシステム改修についての報告がなされ、Windows10を対応するには400万円の改修費用が掛かるため様子を見て検討したい。

- ⑤ その他

- i 認定用打刻書類「表紙(黄色)」について

認定申請が増えることが予測できることにより、増産をしている。

- ii 認定申請における取扱実務費について

全日遊連に対する要望書案、現在の認定申請における「取扱実務費」2万7,000円を3万円に戻していただく件について、現在結果は出ていない。

- iii 認定申請用確認証紙貼付場所について

「前倒しで」認定申請をおこない、認定遊技機となった後に、同遊技機で用いている「枠」を他の遊技機で使用した場合、残った「盤(セル)」には認定機である証がないため、誤って検定機と思い込み中古として使用されることが懸念される。

しかし、認定申請用確認証紙を貼付する場所については、中古機流通協議会の取決め事であるので、現行のとおり遊技盤の枠番号付近若しくはそれに準ずる位置に貼付することが確認された。

(3) 10月11日開催・全商協第7回定例理事会結果について
高橋理事長より、次のとおり説明がなされ、了承された。

① 臨時総会開催（役員の補欠選任）について

山名理事辞任に伴い、定款に基き新たな理事を選任するための臨時総会が開催され、指名選任の方法により、選考委員会において選任された中部遊商の深見秀隆氏の就任が承認された。また、併せて、全機連対応の理事として承認された。

② 臨時中古機流通協議会の報告について（高橋副会長）

i 認定機の取扱いについて

改正規則施行前の認定申請の対応は、各県遊協と県警が事前に調整を行うものされているが、その情報が少しずつ入ってきている状況である。

ii 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が30%を超える営業所に対する措置について

認定申請の誓約書と中古移動の確認書について協議、決定したので文書を発出した。

iii 昼間の点検確認業務について

6団体で警察庁にお願いする昼間の点検業務について、認めてもらえるよう進めることが確認された。お願いする前に各団体で現在の状況や問題点を調査している。とりまとめた結果は、日工組に報告することになっている。

③ 各委員会の報告等について

i 機械流通委員会に関する報告について（高橋委員長）

（9/20、9/10開催をまとめて報告）

ア 認定申請業務における写真撮影の運用変更について

写真は「主基板全体」1枚、販社保管管理を最低限のルールとして、書面議決を行い承認された。

イ ビニール袋に関する返金と価格について

ミラクル工業(株)から、同社が報告なしで規格サイズでない製品を提供していた、本年9月納品分までの出荷数152万袋の返金額304万円を2円引きして、見通しとして1年半で返済し、更に2円値引きし4円引きとすること。及び152万袋に達した翌月からは現行価格より2円引きで販売するとの内容の文書が提出された。

ウ 営業所から提出される回胴遊技機設置比率の「誓約書」及び「確約書の取扱いについて

回胴遊商と運用方法を確認し、連名で文書を発出した。

ぱちんこ専門店は、コピーの使い回しを可とした。

エ QRPT会議の結果報告について

現在、新たな端末機種を選定とスケジュールの調整を行っている。また、QRシステムと機歴システムの連携に関して打合せを行なっている。

オ 認定機で使用された枠について

日工組に確認した結果、中古の流通には使えないが、新台への再利用は出来るとの返事を貰った。

カ 認定打刻書類の表紙について

現在契約している表紙の製造業者の製造対応枚数に限度があり、製造限度枚数を超える需要が見込まれるため、その際は他の業者に依頼することについて上程がなされ、事務局において業者を選定することが了承された。なお、確認証紙は在庫もあり、増刷も可能なので問題は無い。

ii 社会貢献委員会に関する報告について（松原委員長）

ア 鎮守の森のプロジェクト「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」について

来る10月14日（土）開催される、鎮守の森のプロジェクト「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」に全国地区遊商から総勢36名が参加することになったことについて、松原委員長から謝辞があった。

イ オレンジリボン運動について

a 全商協で作成したポスターの必要枚数について、各地区遊商から合計925枚の要請があった。残り75枚が有るので必要であれば事務局に連絡願いたい。

b 第15回子どもの虐待死を悼み命を讃える市民集会について

11月19日（日）に当該市民集会が開催される。近日中に案内を发出するので参加協力願いたい。

④ 9月の会計報告について

事務局より資料に基き、9月単月の収入合計額が23,504,834円、支出合計額が19,970,332円、差引3,534,502円の黒字、9月末の累積収入額合計が99,758,591円、累積支出額が105,902,367円、差引6,143,776の赤字であること等の会計報告がなされた。

⑤ 当面の諸問題について

i 9月27日開催・第8回依存問題対策推進会議結果について（林会長）

ア 全商協が負担しているRSN支援室の経費について、21世紀会で費用の負担を検討しているので、しばらく待つて欲しいとのこと。

イ RSN支援室の午後4時から10時までの時間延長については、一般社団法人RCPGに業務委託している。これも含め、RSN支援室の業務をRSN本体でやっていただけるようお願いしている。

ii 6団体代表者会議結果について（林会長）

ア 全商協として、6団体代表者会議に対し日中の点検確認業務が出来るよう要望を出している。

イ みなし機に関し、行政と全日遊連が話し合っている状況で、警察庁からはっきりとした回答がない現状である。

iii 第9回遊技機流通制度連絡会結果について（林会長）

ア 日工組の業務委員から、部品交換業務の日中と夜の比率と部品交換の多いものについて、取扱注意と言うことで口頭で説明があった。

イ 経過措置で設けられた遊技機管理委員をそろそろ解除してはどうかの意見が出たが、全日からもう少し待つて欲しいとの意見があり、先送りされた。

ウ 警察庁に日工組が6団体をとりまとめて、昼間の業務要望を提出することになった。

iv 3団体会議結果について（林会長）

日中の作業移行の話のうえで、閉店後の作業料金に関し、今のままではやっていけないので、中古も含め割り増しできないかの話をしてきた。認定の取扱実務費については27,000円を30,000円に戻して貰えないかお願いしたが、我々の要望に対し協議した結果、今回は、認定に関しして、1台当りの点検確認料を1,000円から5,000円に上げるが、取扱実務費については今までどおり27,000円にして欲しい。日中に行なえるように全日遊連も弁護して行くので了承して欲しいとのことで、これ以上は協議できないと判断した。その代わりに、今回の認定作業が終えた後、中古流通を含めた深夜作業の金額について継続して話し合っていくものとされた。なお、中古機流通協議会から金額の変更の文書を発出しているが、非組合員には販社から説明して欲しい。

v 第3回日遊協定例理事会結果について（日野副会長）

ア 新規会員の加入について、今回、正規会員3社、協賛会員2社の申込があり、承認された。この結果、正会員が339社、賛助会員が80社となった。

イ 受動喫煙防止対策について、パチンコホール関係は、厚労省案は屋内禁煙で喫煙専用室を設置すれば喫煙が可となる案となり、これに対し、自民党のたばこ議連の対案は、禁煙、分煙、喫煙の表示をすれば問題ないとの案となっている。二つの案がまとまらないため、東京都が先行して受動喫煙防止に係る条例案を検討している状況にある。内容は厚労省案に近く、屋内禁煙で喫煙専用室を設置すれば喫煙が可となるものである。またこれに関連して、東京都は子どもを受動喫煙から守る条例を成立させ、来年施行される予定となっている。日遊協としては、厚労省でヒアリングと再度意見を述べさせていただいたとのことである。引き続き厚労省とたばこ議連の話し合いが行なわれ、来年の通常国会に法案が提出される予定となっている。

⑥ その他

i 遊技機取扱主任者に関する検討会が11月8日開催されるが、全商協から東遊商と関西遊商の講師1名ずつ2名が参加することが了承された。

ii 全商協の西顧問に関し、10月2日付けで1年間の非常勤として契約を交わした。行政の取り持つ諸問題について対応して貰う。

iii 次回理事会は、11月21日午後1時から開催する。（昼食なし）

iv 次々回12月の理事会（午後3時から）終了後、忘年会を予定している。

(4) 10月16日開催・全商協第6回機械流通委員会結果について

山内機械流通副委員長より、次のとおり説明がなされ、了承された。

① 「認定」打刻書類の表紙製作について

認定打刻書類の製造限度枚数を超える需要が見込まれるため、製作会社の(株)テルノサポートより、85万枚分の見積りをいただいた。

見積り詳細は、下表のとおり。

項目	数量	単価	金額
10月末まで納品分	200,000	¥19.2	¥3,840,000
11月末まで納品分	300,000	¥19.2	¥5,760,000
11月末まで追加納品分	100,000	¥21.9	¥2,190,000
12月中旬まで納品分	150,000	¥19.2	¥2,880,000

12月中旬まで追加納品分	100,000	¥21.9	¥2,190,000
--------------	---------	-------	------------

認定1件の書類で、表紙(黄色)を2枚用いるので、85万枚発注した場合42万5千件分の申請分となる。

発注枚数を85万枚とするかを諮ったところ了承された。

また、各単組への割り振りとしては、これまでの実績比率で分ける。

なお、納品は直接各単組に収めるので保管していただき、買取っていただくことを理事会へ上申する。

② 認定申請の予想台数について

遊商名	台数等
北海道	アンケート調査中
東北	27,205台(中古取扱販社42社中28社からの回答)
東日本	およそ40万台(12万件の申請があがる予想である)
中部	愛知県以外で7万台
関西	まだ不明
中国	アンケート調査中
四国	およそ4万
九州	およそ12万~16万台

③ 認定申請増加に伴う各単組事務局職員の増員について

遊商名	増員数等
北海道	4名
東北	1名(3名に変更)
東日本	・・・
中部	申請状況により検討

遊商名	増員数等
関西	3名増員したが足りない
中国	2名
四国	検討中
九州	4名増員予定

④ ぱちんこ遊技機の認定申請に関するお願いについて

全商協より全日遊連へお願い通知をおこなった。主な通知内容としては、

- i 膨大な認定申請依頼が予想されるので、期間内での処理が完了できるか懸念されること
- ii 認定の通知を受けた遊技機は、検定機としての移動ができなくなり、中古機としての売買によるホールへの設置が不可能となるため、認定申請依頼を極力控えていただきたい

(10月18日付け東北遊商発第84号により発出済み。)

⑤ 1型式複数台認定申請中の遊技機の内、故障等により1台を取下げた場合について

取下げる場合の扱いを明確にしなければならない。ホールの認識が薄いため、販社及び組合の混乱の基にもなることが危惧される。ついては、取

下げをおこなうホールより警察署の所轄に確認をしていただき対応してほしい。

⑥ 遊技機の「認定」申請に係る点検確認料(夜間)の一部改正について

中古機流通協議会より、点検確認料の一部改正についての通知が発出された。

通知内容としては、中古移動及び認定申請に係る販社の点検確認作業は、ホール閉店後の深夜帯の作業が中心となっている。販社においては、夜間労働者を確保するために、労働賃金の増加で経営が切迫されており、健全かつ安全に点検確認作業を行うことができるよう手数料等の見直しを検討した結果、閉店後の作業についての「点検確認料」が下記のとおり改正された。

なお、平成 29 年 10 月 12 日の全商協傘下の地区遊商組合員及び回胴遊商組合員への依頼分から適用となる。

項 目	日中作業	閉店後作業
取扱実務費(1件あたり)	27,000円	27,000円
書類発給手数料(1機種あたり)	10,000円	10,000円
点検確認料(1台あたり)	1,000円	5,000円
確認証紙代(1台あたり)	300円	300円
旅 費	実 費	実 費

※ 販社都合、ホール都合に係らず、改定された料金をホール様から必ずいただくこと。

※ 今回は、中古移動に係る点検確認料の改正は行わず、中古移動及び認定申請に係る平成 30 年 2 月 1 日以降の点検確認料については改めて検討する。

(10月18日付け東北遊商発第83号により発出済み。)

⑦ (株)ビスティ CR エヴァンゲリオン 12G へ対してのセキュリティシール貼付について

本遊技機は、ガラスユニットが別梱包であることにより、遊技台本体とガラスユニットの組合せに番号等での整合性があるかを確認し、セキュリティシールを貼付するか否かを検討する。

第 8 号議案 認定申請用「確認証紙」について

現在、全単組で約 50 万枚所有している。今後、10 月 30 日に 5 万枚、11 月 10 日に 25 万枚、11 月 20 日に 15 万枚、12 月 4 日に 5 万枚、合計 100 万枚が納品される予定である。

委員より、11 月上旬までに 130 万枚必要になるのではないかと予想意見があがった。

また、平成 30 年 2 月以降認定申請の動きがなくなるので、各単組で残った表紙(黄色)及び確認証紙を全商協が買い上げていただくことを理事会に上申する。

第 5 号議案 経常利益（9 月分）に関する件

事務局より下記のとおり、平成 29 年 9 月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について、詳細に説明がなされ了承された。

(1) 検定書類、確認証紙の発給状況

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	5,047	1,692	6,739	7,598	3,965	11,563
前年同月	4,536	819	5,355	6,805	3,027	9,832
増 減 率	11.3%	106.6%	25.8%	11.7%	31.0%	17.6%
年度累積	27,363	3,946	31,309	41,997	8,006	50,003
前年同期累積	24,652	2,628	27,280	38,010	6,244	44,254
増 減 率	11.0%	50.2%	14.8%	10.5%	28.2%	13.0%

(2) 経営状況

○ 9 月単月の営業損益

a 営業損益 p5			
売上総利益	19,752,293		
		販売費及び一般管理費	11,707,284
			8,045,009

b 営業外損益等 p6			
営業外収益	43,741	営業外費用	
		特別損失	
		法事税、住民税、事業税	459
			43,282

当月純利益(a+b)	19,796,034	-	11,707,743	8,088,291
-------------------	-------------------	----------	-------------------	------------------

○ 9 月末現在の当期純利益(累計)

a 営業損益 p5			
売上総利益	96,819,463		
		販売費及び一般管理費	75,285,424
			21,534,039
前年同月	82,782,244		81,943,155
			839,089
差 し 引 き	14,037,219		-6,657,731
			20,694,950
増 減 率	17.0%		-8.1%
			2466.4%

b 営業外損益等 p6			
営業外収益	2,161,977	営業外費用	
雑損失		特別損失	
		法人税、住民税及び事業税	918
			2,161,059

当期純利益(a+b)	98,981,440	-	75,286,342	23,695,098
			前年同月	828,191
			差 し 引 き	22,866,907
			増 減 率	2761.1%

第 6 号議案 その他

(1) 「広瀬川 1 万人プロジェクト」清掃ボランティア活動結果について

事務局より、平成 29 年 9 月 23 日（土）に実施した、回胴遊商東北支部合同の「広瀬川 1 万人プロジェクト」清掃ボランティア活動等の結果につ

いて、参加者 64 名（食事会 57 名）、所要経費 310,820 円等の報告がなされ、了承された。

(2) 「鎮守の森のプロジェクト」第 5 回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭ボランティア活動結果について

事務局より、平成 29 年 10 月 14 日（土）に実施した、「鎮守の森のプロジェクト」第 5 回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭ボランティア活動結果について、東北遊商からの参加者 14 名（他地区遊商 20 名）、所要経費 20,287 円等の報告がなされ、了承された。

(3) 東北遊技機商業協同組合設立 30 周年について

高橋理事長より、来年 9 月に当組合設立 30 周年（昭和 63 年 9 月 27 日設立）となることから、記念行事の開催等について何か良い提案がないか問いかけがあり、各部会に持ち帰りアイデアを考えてもらうこととし、その結果を受け、次回理事会以降に具体的検討を行なうものとした。

(4) 回胴遊商東北支部からの認定申請手続に関する文書について

回胴遊商東北支部から、認定申請手続（ホール向け）に関して認識を共有して欲しい事項の文書が届き、以下について確認をした。

- ① 認定申請を進めるにあたり、早急に販社と相談しスケジュール調整を行っていただきたいこと。
- ② ホール様における十分な事前点検を済ませた上での認定申請依頼をお願いしたいこと。
- ③ 1 店舗のホール様への点検確認訪問回数が最低限で行なえるよう、可能な限りまとめた認定申請依頼をお願いしたいこと。
- ④ 夜間のみ点検確認作業では、作業時間の不足が想定されることから、可能な限り日中の点検作業が出来るように協力願いたいこと。
- ⑤ 確認証（認定申請用）の発給が遅延する可能性があること。
- ⑥ 点検確認が台数が多い場合、複数日にわたる可能性があること。
- ⑦ 打刻書類の発給日が遅延する可能性があること。

以上をもって、午後 4 時 45 分、理事会を終了した。